

2024年11月7日

お客様各位

株式会社ミロク情報サービス

## 納付書による納付する際の注意点について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。国税庁より『納付書で納付する際のお願い』が告知されており注意点がございますので、お知らせいたします。

敬具

### 記

#### 1. 納付書で納付する際の注意点について

納付書の事前送付が令和6年5月から行われなくなったことに関連し、国税庁ホームページで「納付書の事前送付に関するお知らせ」が公開されています。

そのお知らせの中で、「納付書で納付する際のお願い」として「納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。」と記載されています。

『納付書の事前送付に関するお知らせ』

URL : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/oshirase.htm>

#### 納付書で納付する際のお願い

納付書で納付する場合には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただきますようお願いいたします。

既存の納付書をコピーしたものや、会計ソフトで作成し市販の用紙で印刷したものなどは、機械処理による情報の読み取りが正しく行えず、納付事実の確認に時間を要するなど、ご不便をお掛けする可能性があります。

※ 納付書をご希望の方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。

※専用紙や白紙(提出用-B4用紙)印刷は「規格外の納付書」に該当する為、ご確認ください。

※「規格外の納付書」は所定の納付書ではない以下のような納付書を指します。

- ・ 正規納付書のコピー
- ・ 会計ソフトで作成し、市販の用紙で印刷した納付書(白黒印刷を含む)
- ・ インターネットからダウンロードして出力した納付書
- ・ 定められたサイズと相違している納付書

「税務署で用意した所定の納付書」以外による納付としては、電子納税が可能です。

電子納税の方法については、下記の「2. システムによる電子納税について」をご確認ください。

#### 2. システムによる電子納税について

電子納税の方法は以下の2つの方法があります。

- ① 申告等データを送信した場合  
納税額のある申告等データを送信した場合、申告等データに係る「納付区分番号通知」がメッセージボックスに格納されます。

「納付区分番号通知」から電子納税の手続きを進めることができます。  
(納付書を電子申請した場合も同様)

② 申告等データを送信していない場合

電子納税を行う方は、電子申告システムの『01. 電子申告』で納付情報登録依頼データを作成・送信することで、「納付区分番号通知」がメッセージボックスに格納されます。

「納付区分番号通知」から電子納税の手続きを進めることができます。

※なお、MJS 電子申告システムで対応している電子納税は以下の通りです。

- ・ダイレクト納付（口座振替）
- ・インターネットバンキング等による納付
- ・クレジットカード納付
- ・スマホアプリ納付
- ・コンビニ納付（QRコード）
- ・自動ダイレクト

※電子納税に関するシステム Q&A FAQ 番号：[10094](#)

以上